

ちかみらい通信

～液状化に強いまちを目指して～

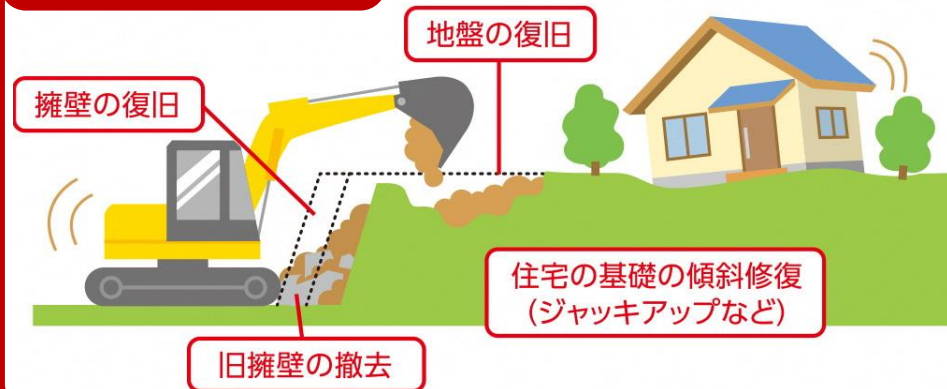
熊本市では、近見地区において「宅地液状化防止事業」を進めています。事業について広く市民の皆様にご覧いただくため、熊本市宅地液状化防止事業情報誌として「ちかみらい通信」を進捗にあわせて発行し、情報の共有に努めていきます。

宅地復旧に関する支援事業の申請期限のお知らせ

熊本地震の影響で宅地の復旧をお考えの方

宅地復旧に関する支援(補助金)を受けられます！

対象となる工事



詳しくは、
下の二次元コードから
HPをご覧ください。



申請期限

令和2年(2020年)

3月31日まで

期限までに申請が
できない方は、
届出が必要です。

まずはご相談ください！

お問合せ先

〒860-0806 熊本市中央区花畑町10番34号 熊本花畑ビル3F

熊本市都市建設局 都市政策部 震災宅地对策課

[TEL] 096-328-2966

[FAX] 096-328-3513

[E-mail] shinsaitakuchi@city.kumamoto.lg.jp

地下水位低下工法の
実施後に宅地の復旧を
お考えの方についても、
届出が必要です。

(裏面へ続く)

皆様からの質問とその回答のコーナー

ここでは、シンポジウムや会議などで皆様からいただいた質問とその回答をご紹介します。(質問と答えの番号は、15号(7月発行分)からの通し番号です。)

問10：事業要件にある「公共施設」とは何か。また、区域内に家屋が10戸以上ない場合は事業の対象とならないのか。

答10：公共施設とは、道路など公共の用に供する施設のことです。国が定める事業要件では、「3,000㎡以上の一団の土地の区域あり、且つ区域内の家屋が10戸以上」となっていますので、これを下回る場合は事業の対象となりません。

問11：地下水位低下工法を実施することで区域外にも異常が出るのではないか。

答11：実証実験の結果から、矢板で囲った区域外への異常が発生することは想定していません。

問12：工事前に各戸の地質調査を行うのか。

答12：熊本市が各戸の地質調査を行うことはありません。

問13：既に地下水位低下工法を実施している他都市の事例の調査や視察等はしないのか。

答13：東日本大震災時に液状化被害の発生した千葉市、潮来市、鹿嶋市など既に地下水位低下工法を実施している他都市への視察や事業についての情報収集等も行っています。他都市の事例等も踏まえながら事業を進めています。

問14：工事や詳細な補償の内容が分からない等の理由で同意が得られないのではないか。

答14：同意取得にあたっては、個別訪問等で説明を行います。皆様の疑問点や不安に思われていることなどに対し、丁寧な説明を行い、同意取得を進めています。

問15：地下水位低下工法を実施した地区で、住宅などを建てる際に液状化対策を個別にするべきなのか。

答15：地質調査を実施し、建設する建物に応じた耐震対策や液状化対策を個別で行うことが必要と考えています。

【宅地への支援制度】 ●熊本市宅地復旧支援事業

この事業では、「宅地地盤復旧工事」、「家屋傾斜修復」、「新築・既存の地盤改良工事」の助成金制度により被災者の方々へ支援を行なっております。詳しくは、右記問合せ先まで。

【問合せ先】 ◇熊本市 震災宅地対策課

熊本市中央区花畑町10-34 熊本花畑ビル3階 TEL:096-328-2966

mail: shinsaitakuchi@city.kumamoto.lg.jp